

## 国税庁からのお知らせ

# 国税電子申告・納税システム (e-Tax) をご利用ください

### ～所得税の確定申告で e-Tax をご利用いただくメリット～

- 税務署に行かずに自宅から申告できます。
- 生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。  
※法廷申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。
- 自宅や税理士事務所から e-Tax で提出された還付申告は3週間程度で処理しています。  
※1月・2月に提出された場合は、2～3週間程度で処理しています。
- 確定申告期間は24時間いつでも利用可能です。  
※メンテナンス時間を除きます。

### ～マイナポータルを活用して所得税の確定申告を簡単・便利に～

令和3年1月から、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要な書類のデータを一括取得し、所得税申告書へ自動入力することが可能となりました。令和4年1月からは「ふるさと納税」や「地震保険料控除証明書」、2月上旬からは「医療費（令和3年分については、令和3年9月分から12月分）」のデータが新たに取得可能となります。

ご利用に当たっては、マイナンバーカードの取得とマイナポータルの利用登録が必要です。

是非、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください。

詳細については、国税庁ホームページ「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご覧ください。

### ～国税庁ホームページからの確定申告 (e-Tax) ～

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成できますので、是非ご利用下さい。

これまでパソコンで「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税の申告書を作成し、送信する際には、ICカードリーダーが必要でしたが、令和4年1月からは、パソコンの画面に表示される二次元バーコードを対応スマートフォンで読み取ることで、ICカードリーダーが無くても、e-Tax 送信が可能となります。

また、給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方、特定口座での株式等の譲渡所得等を申告される方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で所得税の申告書を作成いただけます。

是非、スマートフォンで e-Tax をご利用ください。

## 公的年金を受給されている方へ

以下の全てに該当する場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告は、必要ありません。

- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（※1）
- 公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（※2）

■所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

■国税庁ホームページでは、画面の案内にしたがって金額等を入力することにより、税額など自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。（※3）

■確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、毎回マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

■確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずにおねがいします。

■公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村にお尋ねください。

※1 複数から受給されている場合は、その合計額です。

※2 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	給与等の収入金額・給与所得控除等
雑所得（公的年金等以外）	個人年金、原稿料など	総収入金額・必要経費
配当所得 ※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。	株式会社の配当や投資信託の収益分配金	収入金額・株式など元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	(総収入金額－収入を得るために直接要した金額・特別控除額【最高50万円】) × 1/2

※3 スマートフォンでもご利用いただけます。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス

<https://www.nta.go.jp>